

11 こども

1 心身障害児福祉事業（こども部関係予算分）

区分	事業名	事業の概要	内容	30年度予算額
国縣市	補装具費支給事業	障害を補うための装具、義足、補聴器、車椅子等の交付・修理します。	購入 81件 修理 46件	千円 18,420
県市	軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	障害者手帳を持たない、軽度・中等度の難聴児の補聴器購入の際助成します。	助成 12件	340
県市	身体障害者住宅整備事業	障害者の日常生活の利便を図るための住宅の整備改善を行います。	0件	630
国縣市	日常生活用具給付事業	重度の心身障害者に対し、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。	電気式疾吸引機、ネブライザー、頭部保護帽、住宅改修費、紙おむつ等	9,120
県市	心身障害児（者）通所通園等推進事業	知的障害児施設及び肢体不自由児施設に入所している児の帰省、又は面会の際に利用した有料道路通行料及び交通費の一部を補助します。	通行料の1/2 ガソリン代の1/2 (但し、月2,000円を超える部分)	70
市	松本おもちゃ図書館	障害児の発育に応じたおもちゃ等を貸し出し、成長発達を促進します。	・南部おもちゃ図書館 第4土曜日開館 ・北部おもちゃ図書館 第1火・第3土曜日開館	360
市	フレンドシップ・キャンプ事業	障害のある子とない子がともに自然の中で共同生活を体験し、お互いを理解し合い、友情を育てる2泊3日のキャンプです。	参加者 59人 期日 8月4～6日 主催 松本青年会議所	500
市	重度心身障害者（児）自動車燃料費助成事業	歩行困難な重度心身障害児の社会活動の範囲を広め、その世帯の経済的軽減を図ります。	1カ月当たり1,400円を限度として助成 年16,800円 対象者：重度の下肢、体幹、視覚、内部障害及び知的障害者	1,820
県市	障害児通園施設療育支援事業	障害児通園施設を利用する障害児の利用者負担を軽減することにより、障害児の早期療育の機会を確保するとともに、子育て支援の充実を図ります。	利用者負担の1/2を助成	150

区分	事業名	事業の概要	内容	30年度予算額
国縣市	児童発達支援事業（未就学児童）	障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行い、成長や発達の促進を図ります。	しいのみ学園 療育センター らいふ・みらい 他	千円 49,640
国縣市	放課後等デイサービス事業（就学児童）	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行い、障害児の自立の促進を図ります。	療育センター らいふ・みらい まつようクラブ 他	230,740
県市	心身障害児（者）タイムケア事業	個人、団体の登録介護者が障害児を一時的に預かり、介護者の負担を軽減します。	利用者が事前に登録した介護者に依頼して実施。年間利用可能時間 300 時間	6,600
県市	障害児放課後等交流促進事業	障害児等（義務教育対象児）に放課後や休業日に、適切な遊びや生活の場を提供します。	シェイクハンズひかりに委託実施	2,450
市	日中活動の場整備促進事業	民間団体が運営する日中活動の場の借地料等を補助することにより、事業運営の安定化及び整備を促進し、障害者の在宅福祉サービスの向上を図ります。	療育センターらいふ	600

2 障害児の状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

(1) 身体障害児数

種別	視覚	内部	聴覚・言語・平衡	上下肢・体幹	合計
人数	12 人	42 人	47 人	108 人	209 人
割合	(5.7%)	(20.1%)	(22.5%)	(51.7%)	(100%)

(2) 知的障害児数

種別	重度（A1）	中度（A2・B1）	軽度（B2）	合計
人数	116 人	89 人	254 人	459 人
割合	(25.3%)	(19.4%)	(55.3%)	(100%)

(3) 精神障害児保健福祉手帳交付者数

種別	1級	2級	3級	合計
人数	24 人	26 人	14 人	64 人
割合	(37.5%)	(40.6%)	(21.9%)	(100%)

3 心身障害児施設

施設名	所在地	実利用者数	概要
しいのみ学園	松本市双葉 4-16	22 人	心身に障害のある児童が親子で通園し、日常生活における基本動作の指導や集団生活への訓練などを受ける施設

4 保育園・幼稚園・認定こども園

保育園は公立43カ所、私立5カ所、又幼稚園は公立3カ所、国立（国立大学法人）1カ所、私立10カ所、認定こども園は私立6カ所となっています。

(1) 年齢別保育園・幼稚園・認定こども園在籍児童の状況 (平成30年5月1日現在)

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
就学前児童数	1,747	2,040	1,981	2,079	2,029	2,089	11,965
在籍児童数	136	571	785	2,038	2,060	2,077	7,667
幼 稚 園	計			620	595	616	1,831
	公 立			70	65	80	215
	私 立			516	505	502	1,523
	国 立			34	25	34	93
保 育 園	計	114	494	689	1,212	1,269	5,070
	公 立	95	420	591	1,067	1,112	4,433
	私 立	19	74	98	145	157	637
認 定 こ ど も 園	計	22	77	96	206	196	766
	公 立						
	私 立	22	77	96	206	196	766
入 園 率 (%)	7.8	28.0	39.6	98.0	101.5	99.4	64.1

- (注) (1) 年齢は4月1日入園時の年齢です。
 (2) 保育園在籍児童数には特別利用保育児を含みます。
 (3) 幼稚園在園児童数には市外からの通園児を含みます。

(2) 私立保育園に対する助成

経営の安定化、職員の処遇改善及び児童処遇の均衡を図るため、各種助成金を交付しています。

(平成29年度実績)

区 分	内 容	金 額(千円)
運 営 費 等	運営費、経営安定費、児童健康管理	1,201,981
特別保育事業費	乳児保育、延長保育、障害児保育、1歳児保育、一時保育	63,878
施 設 整 備 費	園庭の芝生化（やよい保育園）	790
計		1,266,649

(3) 私立幼稚園に対する助成

幼稚園教育の振興及び教育の充実を図るため、各種助成金を交付しています。

(平成29年度実績)

区 分	内 容	金 額(千円)
運営費補助	1園年額700千円、1人年額27,000円	55,023
就園奨励費	市民税所得割額区分による保育料の減免相当額	142,404
私立幼稚園建設補助	新築、増築、改築等（認定こども園聖十字）	2,507
計		199,934

(4) 保育料の軽減

保育料軽減額の推移

【単位：千円】

年 度	(A) 国の基準による 徴収金総額	(B) 市の保育料徴収金 総 額	(A-B) 軽 減 総 額	(A-B) / A × 100 軽 減 率
25 年 度	1,729,449	1,257,179	472,270	27.3
26 年 度	1,742,070	1,260,880	481,190	27.6
27 年 度	1,811,830	1,231,080	580,750	32.1
28 年 度	1,857,431	1,261,872	595,559	32.1
29 年 度	1,926,344	1,305,018	621,326	32.3

(5) 幼稚園・保育園の保護者負担平均額

(平成 29 年度)

区 分	入 園 料 年 額	経 費					総 額 (月額)	
		保 育 料	教 材 費	給 食 費	そ の 他	計		
幼 稚 園	公 立	—	9,150	430	3,470	500	13,550	13,550
	私立平均	28,667	23,837	—	—	442	24,279	26,668
	国 立	31,300	6,100	1,000	—	1,000	8,100	10,708
保 育 園	3 歳以上児	—	18,119	—	—	—	18,119	18,119
	3 歳未満児	—	18,107	—	—	—	18,107	18,107
	平 均	—	18,115	—	—	—	18,115	18,115

(注) (1) 入園料は、年額/12 で総額に算入してあります。

(2) 幼稚園のうち私立平均の経費の教材費及び給食費の欄については、教材費を徴収していない園、給食のない園があるため記載していません。

(3) 幼稚園の経費のその他の欄は、PTA会費です。

(4) 保育園・公立幼稚園保育料は、10月1日現在の階層別人員表によります。

(5) 保育園の3歳以上児については、上記のほかには主食代の負担があります。

(6) 3歳未満児保育

(平成 30 年 5 月 1 日現在)

区 分	公 立	私 立	計
実 施 保 育 園 等	43 園	11 園	54 園
3 歳 未 満 児 数	1,106 人	386 人	1,492 人

(7) 延長保育

(平成 29 年 5 月 1 日現在)

区 分	公 立	私 立	計
実 施 保 育 園 等	43 園	11 園	54 園
児 童 数	1,092 人	337 人	1,429 人

(8) 障害児保育

ア 昭和 52 年から障害児保育指定園を 1 ヶ所設け、定員児童 9 名、保育士 2 名で発足しました。

イ 昭和 56 年の国際障害者年を機に地域の保育園での実施へと拡大してきました。

ウ 平成 5 年「松本市障害児保育事業実施要綱」を作成し要綱に基づいて実施するようになりました。

エ 平成 30 年度は、公私立 45 ヶ所 220 人の障害児を受け入れており、統合保育を推進しています。

(9) 保育園施設の整備

ア 整備方針

(ア) 改築

老朽化の著しい施設から計画的に改築を図るとともに、地域人口の自然動態、社会動態の推移等を考慮し、適正規模、適正配置に努めます。

(イ) 大規模改造等

老朽化した施設、設備の改修等を行い、保育環境の整備に努めます。

(ウ) 園庭芝生化事業

園児の外遊びの頻度を増やし、運動能力向上につなげることを目的に、公立保育園及び幼稚園の園庭の一部を芝生化するものです。

イ 平成 30 年度事業

(ア) 波田中央保育園改築事業

- a 事業内容 建設後概ね 50 年を経過し、老朽化した木造保育園の環境を整備するため、改築を行うとともに、3 歳未満児室及び一時預かり機能を拡充するものです。
- b 建設場所 松本市波田 10098-1
- c 全体計画 30 年度：地質調査、敷地測量、実施設計
31 年度：実施設計、仮設園舎賃貸借
32 年度：仮設園舎賃貸借、既存園舎解体、建設工事
- d 事業費 18,480 千円（平成 30 年度）

(イ) 梓川東保育園大規模改造事業

- a 事業内容 建設後概ね 30 年を経過し、老朽化した施設、設備を改修するとともに 3 歳未満児室を拡充するものです。
- b 建設場所 松本市梓川倭 566-1
- c 全体計画 29 年度：実施設計
30 年度：大規模改造工事
- d 事業費 4,080 千円（平成 29 年度）
233,080 千円（平成 30 年度）

(ウ) 里山辺保育園屋根・床・FF 暖房機改築事業

- a 事業内容 建設後概ね 18 年を経過し、老朽化した屋根・床・FF 暖房機の改修をするものです。
- b 建設場所 松本市里山辺 2961-1
- c 事業費 16,330 千円（平成 30 年度）

(エ) 島内保育園未満児棟増築事業

- a 事業内容 待機児童対策の一環として、3 歳未満児室（最大 48 人）を増築するものです。
- b 建設場所 松本市島内 4932-1
- c 全体計画 30 年度：用地測量、不動産鑑定、用地購入
31 年度：地質調査、実施設計
32 年度：増築工事

(オ) 保育園・幼稚園エアコン設置事業

- a 事業内容 全園を対象に 3 カ年計画により、3 歳以上児室及び事務室にエアコンを設置するものです。
- b 建設場所 保育園 38 園、幼稚園 3 園

- c 全体計画 30～31年度：保育園 10 園、幼稚園 3 園
31～32年度：保育園 14 園
32～33年度：保育園 14 園

5 児童館・児童センター

(1) 施設整備

ア 整備目的

地域の児童の遊びの拠点として、また放課後児童健全育成事業（留守家庭児童対策）の実施場所として、児童に健全な遊びを与えて情操豊かに育つことを目的に、原則として小学校通学区単位の整備しています。

イ 整備箇所数

児童館 5 館、児童センター 22 館、計 27 施設

ウ 整備方針

(ア) 改築

昭和 40～50 年代に建設された木造児童館について、施設の老朽化や利用状況を考慮し、計画的に改築を進めています。

平成 23 年度は高宮児童館、24 年度は島内児童館、26 年度はあがた児童館を改築し、それぞれ規模の大きな児童センターとして整備しました。

(イ) 大規模改造

老朽化した建物や設備等の改修を計画的に行い、児童の居場所としての施設整備に努めています。

平成 27 年度は芳川児童センターの大規模改造工事を実施しました。

エ 平成 30 年度事業

(ア) 蟻ヶ崎児童館移転新築事業

- a 事業内容 建設後 47 年を経過し、老朽化が進むとともに、県の土砂災害特別警戒区域に指定されている木造児童館について、用地を取得して改築するものです。
- b 建設場所 松本市沢村 2 丁目 6
- c 全体計画 29 年度：用地取得、実施設計
30 年度：建設工事
- d 事業費 206,250 千円（平成 30 年度）

(2) 運営

現在開館している 27 館について、社会福祉協議会（18 館）、NPO 法人ワーカーズコープ（6 館）、企業組合労協ながの（2 館）、NPO 法人しろがね（1 館）を指定管理者に指定し、管理運営を行っています。各児童館・児童センターには館長と児童厚生員を配置していますが、この他児童センターには体力増進指導員がおり、子ども達の健康増進の指導を行っています。

平成 29 年度は、児童厚生員の安定的な確保と運営の質の向上を目的に、国の補助金を活用して、館長及び児童厚生員の処遇改善を実施しました。

平成 30 年度は、26 年度から 5 年間の指定管理期間の最終年度にあたります。31 年度から 5 年間

の指定管理者選定に向けた事務を進めます。

ア 利用時間及び休館日

(ア) 利用時間

午後 0 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

ただし、小学校休業日（当該児童館が位置する区域を通学区とする小学校）は、午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

(イ) 休館日

日曜、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

イ 児童館・児童センター設置状況

施設名	開館年月	施設名	開館年月
あがた児童センター	昭和 41 年 12 月	鎌田児童センター	平成 5 年 4 月
高宮 〃	43 年 12 月	山辺 〃	6 年 4 月
元町児童館	45 年 1 月	岡田 〃	6 年 4 月
蟻ヶ崎 〃	46 年 1 月	浅間 〃	7 年 4 月
島内児童センター	48 年 4 月	筑摩 〃	7 年 4 月
南郷児童館	昭和 51 年 4 月	内田児童館	平成 8 年 4 月
寿台 〃	55 年 4 月	今井児童センター	9 年 4 月
芳川児童センター	56 年 4 月	中山 〃	11 年 4 月
南部 〃	58 年 9 月	田川 〃	12 年 4 月
菅野 〃	59 年 4 月	和田 〃	12 年 8 月
並柳 〃	63 年 4 月	新村 〃	14 年 2 月
島立 〃	平成 元年 4 月	梓川 〃	18 年 4 月
寿 〃	2 年 4 月	波田 〃	22 年 3 月
二子 〃	4 年 4 月		

* 高宮児童センターは平成 24 年 4 月、高宮児童館を改築したもの

* 島内児童センターは平成 25 年 4 月、島内児童館を改築したもの

* あがた児童センターは平成 27 年 2 月、あがた児童館を改築したもの

6 放課後子ども総合プラン

(1) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間留守となる家庭の、小学校に就学している登録児童に対し、放課後あるいは学校休業日等において、適切な遊び及び生活の場として、24 の児童館・児童センターと寿、山辺、旭町、四賀、波田の各放課後児童クラブで放課後児童健全育成事業を実施しています。

ア 開設時間等

(ア) 開設日 月曜日から土曜日まで

(イ) 休業日 日曜、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

(ウ) 利用時間

a 登校日 午後0時30分～午後7時

b 学校休業日 午前8時～午後7時

イ 対象児童 小学校1年生から6年生まで(十分なスペースを確保できない施設は4年生まで)

ウ 利用料(月額)

区 分	利用料		延長料金
	1人目	2人目以降	
午後5時まで	2,000円	1,000円	1回あたり 300円
午後6時まで	3,000円	1,500円	
午後7時まで	4,000円	2,000円	

※ おやつ代は別途徴収

※ 減免は就学援助費支給要綱を準用。要保護者は無料。準要保護者は利用料半額

エ 留守登録児童の推移

区 分	H25	H26	H27	H28	H29
実施箇所数	29	29	29	29	29
登録児童数	2,312人	2,510人	2,793人	3,002人	3,117人
備考	島内児童館を規模の大きい児童センターとして改築	あがた児童館を規模の大きい児童センターとして改築	芳川児童センタークラブ室増築により小6まで受入れ開始		

(2) 放課後子ども教室推進事業

放課後子ども教室は、小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと勉強やスポーツ等を実施することで、小学生の放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するものです。

平成20年度に奈川文化センター夢の森と源池小学校で事業を開始し、現在、授業日にはほぼ毎日実施する「居場所型」と、週に1度、運動遊びに親しむ機会を提供する「運動教室型」の2種類の教室を実施しています。

ア 参加費

無料(ただし、スポーツ保険料として800円)

イ 延べ利用者数

(単位:人)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	備 考
奈川	3,061	2,826	2,888	2,557	1,871	居場所型
源池	3,097	2,227	2,370	2,420	1,966	〃
安曇	1,085	567	154	206	123	〃
明善	746	454	566	1,579	1,429	〃
開明	445	294	485	265	372	運動教室型
四賀	—	491	605	383	322	統合(新設)によりH26から実施

(3) 児童育成クラブ

保護者等が主体となって放課後児童健全育成事業を実施している市内 12 児童育成クラブに対し、運営費の補助をしています。

児童育成クラブ：田川、菅野、清水、開明、山辺、明善、鎌田、島内（以上 8 児童育成クラブは運営主体の NPO 法人松本学童クラブの会に補助）、開智、旭、芳川、寿（登録児童数 402 人）

7 児童遊園

少子化が進み、子どもを取り巻く社会状況が不安なものとなりつつある中で、交通事故や水難事故などから子どもを守り、健全育成を図るための施設として、児童遊園があります。本市の現状は、市の児童遊園が 38 ヲ所、簡易児童遊園等（町会等で設置したもの）が 169 ヲ所となっています。

・簡易児童遊園等設置事業補助

町会等が敷地を確保し簡易児童遊園等を設置及び改修する事業に対し補助金を交付します。

補助金を交付する簡易児童遊園等の区分、敷地面積、設備、補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、次表のとおりです。

なお、補助金の交付を受けた後に、新たに同一の簡易児童遊園等を改修する場合は、5 年を経過していることが条件になります。

区分	簡易児童遊園	子供広場	チビッコ広場
敷地面積	66 m ² 以上	16.5 m ² 以上	
設備	広場、ブランコ、滑り台、砂場、鉄棒、水飲み施設、便所等	広場、砂場、水飲み施設、便所等	広場、砂場等
補助対象経費	新設	設置に要した経費	
		20 万円以上のものに 限る。	10 万円以上のものに 限る。
	改修	改修に要した経費	
補助金額	補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額。ただし、当該額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。		
補助限度額	40 万円	30 万円	8 万円

8 地域子育て支援センター

(1) 松本市こどもプラザ

未就園の幼児を中心とした子育て中の親子が気軽に集い、子育て家庭の交流、情報交換、相談の場として、安心して子育てができるよう子育て家庭への育児支援及び地域の子育て支援の向上を図ることを目的とした施設です。

ア 施設内容

区 分	こどもプラザ(筑摩)	小宮こどもプラザ	南郷こどもプラザ	波田こどもプラザ
住 所	松本市筑摩 1-13-22	松本市島内 155-2	松本市横田 3-23-1	松本市波田 6861
開 設 日	平成 12 年 6 月 17 日	平成 17 年 8 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日	平成 22 年 3 月 31 日
開 館 日	月曜日～金曜日	火曜日～日曜日	月曜日～金曜日	
開 館 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時			
28 年度実績	22,346 人	18,499 人	19,207 人	9,393 人

イ 事業内容

- (ア) 情報提供 子育て関連情報の収集・提供
- (イ) 子育て相談 育児不安の相談
- (ウ) 育児講座 それぞれの館で子育てに関する講座を開催
内容は親子体操、ベビーマッサージ、食育、絵本読み聞かせ等
- (エ) 育児サークルの活動支援
- (オ) 読み聞かせ用絵本の貸出
- (カ) 子ども子育て安心ルールの設置

妊娠、出産から子育て期までの切れ目ない相談・支援体制を強化するため、健康福祉部とこども部が連携して、こどもプラザに「子ども子育て安心ルーム」を設置、子育てコンシェルジュ（非常勤特別職）各 1 名を配置しています。母子保健コーディネーター（健康づくり課保健師）、保育コンシェルジュ（保育課非常勤特別職、30 年 4 月～）とともに相談業務、関係機関との連携業務などを総合的に行っています。

28 年 10 月～ 母子保健コーディネーター（健康づくり課）、子育てコンシェルジュ（こどもプラザ）

29 年 4 月～ 子育てコンシェルジュ（小宮こどもプラザ）

30 年 4 月～ 保育コンシェルジュ（保育課）、子育てコンシェルジュ（南郷こどもプラザ）

(2) 休日保育（こどもプラザ（筑摩）のみ実施）

利用日現在 1 歳以上、就学前で集団保育が可能な幼児（病気でないこと）が、保護者の就労、病気、介護、冠婚葬祭などにより家庭で保育できない時に実施します。

区 分	4 時間以内	4 時間超え 8 時間以内	日 時	29 年度実績
3 歳未満	1,300 円	2,600 円	日曜日、祝日（年末年始を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時のうち 必要とする時間	569 人
3 歳以上	650 円	1,300 円		

(3) つどいの広場

子育て支援員を配置して、主に未就園の乳幼児と保護者を対象に児童館等を活用しながら、地域で保護者同士が情報交換や交流ができる場を提供する事業です。

平成 26 年度に芳川児童センターの隣地に子育て支援施設「なんぶ すくすく」を新設し、27 年度から、従来の開設時間を 3 時間延長して実施しています。

ア 実施時間 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 2 時
（「なんぶ すくすく」のみ、午前 9 時～午後 5 時）

イ 利用対象 主に未就園の乳幼児と保護者（登録不要、利用無料）

ウ スタッフ 各広場 子育て支援員 2 名

エ 実施箇所及び実績

実施事業名	実施施設名	開設年月	委託先	29 年度実績
芳 川つどいの広場 (なんぶ すくすく)	芳川児童センター	平成 17 年 4 月	社会福祉協議会	9,150 人
南 部つどいの広場	南部児童センター	平成 17 年 4 月	社会福祉協議会	8,588 人
浅 間 //	浅 間 //	//	//	7,394 人
鎌 田 //	鎌 田 //	//	//	5,920 人
寿 台 //	寿 台児童館	18 年 4 月	(NPO) ワーカーズユープ	3,114 人
あがた //	あがた児童センター	18 年 4 月	社会福祉協議会	5,740 人
蟻ヶ崎 //	蟻ヶ崎児童館	//	(NPO) しろがね	1,298 人
島 立 //	島立児童センター	//	社会福祉協議会	4,592 人
山 辺 //	山 辺 //	18 年 4 月	//	5,481 人
梓 川 //	梓 川 //	//	//	7,361 人
四 賀 //	四 賀 支 所	18 年 4 月	社会福祉協議会	1,890 人
新 村 //	新村児童センター	19 年 4 月	企業組合労協ながの	1,478 人
今 井 //	今 井 //	//	社会福祉協議会	2,608 人
寿 //	寿 //	20 年 4 月	//	7,660 人
菅 野 //	菅 野 //	25 年 4 月	//	4,777 人
岡 田 //	岡 田 //	//	(NPO) ワーカーズユープ	3,198 人
二 子 //	二 子 //	26 年 4 月	社会福祉協議会	4,992 人
中 山 //	中 山 //	//	(NPO) ワーカーズユープ	2,798 人
田 川 //	田 川 //	//	社会福祉協議会	3,700 人
高 宮 //	高 宮 //	27 年 4 月	社会福祉協議会	6,178 人
和 田 //	和 田 //	//	企業組合労協ながの	1,628 人

※四賀つどいの広場事業は委託事業、それ以外は各児童館・児童センターの指定管理者に委託

(4) 休日つどいの広場

父親の育児参加を促し、DISKS (ダブル インカム サム キッズの頭文字) の推進を図ることを目指して、29 年 7 月から月 1 回、日曜又は祝日に「なんぶ すくすく」で休日つどいの広場を開催しています。

ア 実施日・時間 月 1 回日曜又は祝日 午前 9 時～午後 2 時 (1～2 時間のイベントを開催)

イ 29 年度実績 回数 9 回 (コンサート等 5 回、ダンス・リトミック等 4 回)

参加者 保護者 313 名、子ども 258 名

うち、夫婦での参加 99 組、男性 106 名

9 病児・病後児保育事業

(1) 病児保育事業

当面病状の急変はないが、病気回復期に至らない生後5カ月から小学3年生までの児童で、集団保育や家庭での保育が困難であり、かつ市内在住または市内に勤務している保護者の児童を対象とする病児保育事業を実施しています。

区 分	社会医療法人慈泉会 相澤病院病児保育室	医療法人梓誠会 梓川診療所病児保育室
住 所	松本市庄内 2-5-1	松本市梓川梓 2344-1
開 設 日	平成 20 年 11 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
実 施 日	月曜日から金曜日まで (祝日、8/14～16、年末年始は除く)	月曜日から金曜日まで (祝日、8/13～16、年末年始は除く)
実施時間	午前 8 時から午後 6 時まで	
定 員	4 人	8 人
29 年度実績	559 人	914 人

区 分	丸の内病院病児保育室	まつもと医療センター病児保育室
住 所	松本市渚 1-1-16	松本市村井町南 2-20-30
開 設 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 30 年 6 月 (予定)
実 施 日	月曜日から金曜日まで (祝日、年末年始は除く)	月曜日から金曜日まで (祝日、年末年始は除く)
実施時間	午前 8 時から午後 6 時まで	
定 員	10 人	6 人

(2) 病後児保育事業 (こどもプラザ (筑摩)、南郷こどもプラザで実施)

満1歳以上の市内在住又は市内に勤務している保護者の未就学児童で、病気回復期 (感染症は治療していること) ではあるが、集団保育に出すには心配という時に、看護師と保育士が保育を実施しています。

区 分	こどもプラザ (筑摩)	南郷こどもプラザ
住 所	松本市筑摩 1-13-22	松本市横田 3-23-1
開 設 日	平成 12 年 7 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
実 施 日	月曜から金曜日まで	
実施時間	午前 8 時から午後 6 時まで	
29 年度実績	148 人	171 人

10 ながの子育て家庭優待パスポート事業、多子世帯応援プレミアムパスポート事業

(1) 経過

社会全体で子育てを支援する施策の一環として、子育て世帯を経済的に支援するため、平成 18 年 9 月から、子どもを 3 人以上育てている世帯を対象に「わいわいパス事業」を実施してきました。22 年 4 月から、長野県が子どもを 1 人以上育てている世帯を対象とした「ながの子育て家庭優待パスポート事業」（以下「パスポート事業」という。）を開始したことに伴い、同年 8 月から同事業に移行しました。

(2) 実施内容

地域全体で子育て家庭を支える気運を醸成するため、18 歳以下(18 歳に達する年度の 3 月末まで)の子どもがいる家庭に、協賛店で各種優待サービスが受けられるカードを配布しています。このカードは、4 年ごとに一斉更新して市内の全子育て家庭に配布し、その後は転入届や第 1 子出生届の際に配布しています。

また、27 年度からは、子どもを 3 人以上育てている世帯を対象として、割引率の引き上げなど、通常のサービスに加え追加のサービスが受けられる「多子世帯応援プレミアムパスポート」を配布する事業を開始しました。

さらに、28 年度からは、パスポート事業が全国の協賛店でサービスを受けられるように制度が拡充され、併せて第 1 子の妊娠届提出者まで対象者が拡大されました。商工会議所等に協力を依頼し、広報等に PR 記事を掲載するなどして新規協賛店を募集しています。

ア ながの子育て家庭優待パスポート事業（平成 29 年度の状況）

- (ア) 配布世帯数 約 24,000 世帯
- (イ) 協賛店 約 540 店舗（全県では約 3,900 店舗）

イ 多子世帯応援プレミアムパスポート事業（平成 29 年度の状況）

- (ア) 配布世帯数 約 3,300 世帯
- (イ) 協賛店 約 110 店舗

11 ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、保育園等への送迎や一時保育、病児・病後児保育などの相互援助活動を実施しています。また、平成 24 年 9 月から緊急サポート事業として、電話受付時間を午前 7 時から午後 8 時まで拡大し、土曜、休日の電話受付対応をしています。

- (1) 依頼会員 0 歳から 15 歳までの児童を育てている市内在住あるいは在勤の方
- (2) 協力会員 健康で家族の協力が得られ、自宅で安全に子どもを預かれる方
- (3) 利用方法 事前に会員登録をした上で、援助が必要な時に電話で事務局に依頼する。
- (4) 利用料金

時間帯	一時保育	病児保育
月～土の 8 時～18 時 (1 時間当たり)	600 円	700 円
上記時間外・日曜・祝日 (1 時間当たり)	700 円	800 円

※2 人目からは半額。協力会員の交通費等は実費

(5) 利用実績

区 分		H25	H26	H27	H28	H29
登 録 数	依頼会員	1,562 人	1,892 人	2,052 人	2,224 人	2,398 人
	協力会員	141 人	177 人	177 人	190 人	170 人
	依頼協力会員	80 人	99 人	90 人	87 人	72 人
延べ利用回数		3,336 回	2,881 回	2,796 回	3,090 回	3,263 回
延べ利用時間		7,820 時間	6,872 時間	6,857 時間	7,025 時間	6,474 時間

12 子育てサポーター訪問事業

多様な生活様式や家族形態に対応した子育て支援策として、平成22年7月から、都合で自宅での一時保育や育児に伴う家事援助などを希望する家庭に、支援者が訪問する事業を開始しました。

- (1) 利用会員 0歳から15歳までの児童を育てている市内在住の方
- (2) 支援会員 市の子育て支援講座を修了した方
- (3) 利用方法 事前に会員登録をした上で、援助が必要な時に電話で事務局に依頼する。
- (4) 利用料

利用区分	一時保育	病児保育
月～土の8時～18時（1時間当たり）	800 円	900 円
上記時間外・日曜・祝日（1時間当たり）	900 円	1,000 円
宿泊（21時～翌朝7時）	5,000 円	6,000 円

※2人目から半額。支援会員の交通費は実費 ※宿泊の場合は支援会員の自宅で保育

- (5) 登録数 利用会員 989 人、支援会員 104 人
- (6) 利用実績

区分	H25	H26	H27	H28	H29
延べ利用回数	1,408 回	1,325 回	1,564 回	1,969 回	1,612 回
延べ利用時間	3,692 時間	3,655 時間	3,227 時間	4,416 時間	3,579 時間

*ファミリー・サポート・センター事業及び子育てサポーター訪問事業については、地方創生交付金を活用して、第2子以降の妊娠届出者に両事業の10時間分無料券を配布する「ハッピーセカンド子育て応援券配布事業」を実施しています。

13 子育て支援事業利用料助成金交付事業

平成23年4月から、ひとり親家庭など低所得世帯の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当受給世帯等を対象に、ファミリー・サポート・センター事業及び子育てサポーター訪問事業の利用料の半額を助成しています。平成24年4月から助成金の交付額の上限を月額10,000円としました。

14 子育て支援ネットワークづくり事業

(1) 子育て支援ネットワーク研修会の開催

市内で活動している子育てグループや子育て支援団体、関心のある市民に呼びかけ、研修会・交流会等を通して、相互に情報交換するとともに、子育て支援について学習し、市と協働して子育て支援を行うためのネットワーク化を図り、子育てを支える人材や団体を発掘・育成しています。

ア 回数 全5回

イ 参加者数 延べ87人

ウ 内容 市の子育て支援策、子どもの未来応援事業子ども食堂の活動について、
子どもの発達と絵本、助産師の子育て活動、松本わらべ館の活動
講演会：「地域で子育てを支える～子どももおとなも育つ社会を目指して～」
講師：日本福祉大学子ども発達学科 渡辺顕一郎教授

(2) 子育てサポーター養成講座の開催

子育て中の家庭をサポートするための人材を育成するため、子育てに関する講座を開催し、地域の子育て力向上と、より一層子育てしやすい環境を整備するものです。講座修了者は、本市子育てサポーター訪問事業等において活動するほか、地域において支援活動を行います。

ア 回数 全18講座

イ 内容 小児看護の基礎知識、乳幼児の心と体の発達、児童虐待の現状と予防、救急救命講習ほか

ウ 受講生数 8人

15 子育て支援コミュニティサイト運営事業

市民との協働により、官民両者の子育て情報を総合的に提供する「子育て支援専用の利用しやすいホームページ」（サイト名「はぐまつ」）を22年度に作成し、わかりやすい子育て支援情報を提供しています。

平成27年度から、安定運営と安全性向上のためのバージョンアップと、スマートフォン等の携帯端末利用者でも快適にアクセスできるシステムに機能強化を行いました。

16 赤ちゃん休憩室整備事業

平成24年3月から、市内の公共施設に、授乳やおむつ替えができる場所として「赤ちゃん休憩室」を設置し、それらの施設を市民に広報することにより、乳幼児を持つ母親等が安心して外出できる環境整備を図っています。

(1) 内容

要件を満たした施設を「赤ちゃん休憩室」とし、共通のステッカーを表示するとともに、所在地を市のホームページ等に掲載して周知を図ります。

また、市が行うイベント等にも、仮設の「赤ちゃん休憩室」を設置できるように、テントやベッドなどを整備します。

(2) 実施場所

101 施設（市役所東庁舎・大手事務所、保健センター、公立保育園、児童館・児童センター、中央公民館他公民館、中央図書館他図書館施設、総合体育館 など）

17 こんにちは赤ちゃん事業

(1) 概要

平成 21 年度から、生後 4 カ月までの乳児のいる全ての家庭を、各地区の民生・児童委員及び主任児童委員が訪問し、子育てガイドブックにより子育て支援に関する情報提供を行っています。母子に関する悩みを聞き、また、お母さんの気持ち質問表を通して必要とする適切なサービスへ結びつけ、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全育成を支援する事業です。

また、赤ちゃんの幸せを願い食の大切さ・木のぬくもりを伝えるため、地元の木工作家が作ったスプーンをファーストスプーンとしてプレゼントしています。

(2) 対象となる家庭

生後 4 カ月までの乳児がいる全ての家庭が対象です。

(3) 訪問する人

各地区で活動している「民生・児童委員及び主任児童委員」の方々です。

(4) 平成 29 年度訪問実績

ア 訪問対象児数	1,805 人
イ 訪問実績数	1,669 人
ウ 訪問率	92.5%

18 あるぷキッズ支援事業（発達障害児支援システム）

(1) 概要

発達に心配のあるお子さんや、発達障害によって困難を抱えるお子さんと保護者を継続して支援するため、なんぷくプラザ 3 階にあるぷキッズ支援室を設置し、保健師・保育士・作業療法士・教育相談員などが次の内容で事業を展開しています。（平成 22 年 4 月開始）

ア あるぷキッズ相談室（相談窓口の設置）

常設の相談室を設置し、支援チームの専門職員が教育・保健・福祉など、発達障害に関わる様々な相談に対応しています。

イ 保育園・幼稚園・学校への巡回支援

保育園・幼稚園・小中学校に専門職の支援チームが巡回し、現場職員と共に支援計画の立案や支援方法の助言を行っています。専門職チームは、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士、保健師、教育相談員、保育士で構成されています。

ウ あるぷキッズサポート手帳

対象児の情報や支援経過を記すための手帳を発行し、保護者と支援者が情報を共有し、共通理解を進めながら対象児を支援しています。

エ あそびの教室、ペアレントトレーニングなどによる保護者支援

入園前のお子さんに対し、遊びを通じて発達を促す「あそびの教室」と、保護者支援として子どもへの対応方法を学ぶ「ペアレントトレーニング」を実施しています。

オ 関係者会議

あるぷキッズ支援事業及び教育相談に携わる専門職が集まり、事業に関する協議を行います。(年1回程度)

カ 教育相談

就学前の幼児及び小中学校の児童に対し、発達相談・就学相談・心理検査及び必要な指導助言を行い、心身の成長を図っています。

(2) 平成 29 年度の実績

事業名	回数	参加者数(延数)
あるぷキッズ相談室の相談	—	426 人
巡回支援	220 回	988 人
サポート手帳の配付	—	17 冊
あそびの教室	392 回	3,355 人
ペアレントトレーニング	34 回	211 人

19 教育相談

(1) 概要

就学前の幼児及び小中学校の児童に対し、発達相談・就学相談・心理検査及び必要な指導助言を行い、心身の成長を図っていきます。

(2) 平成 29 年度の実施内容

内容	件数
相談件数	301 件
訪問	8 件

20 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの児童の養育者に支給する手当です。

3 歳未満 月額 15,000 円

3 歳以上小学校修了前(第 1 子・第 2 子) 月額 10,000 円

3 歳以上小学校修了前(第 3 子) 月額 15,000 円

中学生 月額 10,000 円

所得制限限度額を超えた世帯は、児童 1 人当たり月額一律 5,000 円

○ 児童手当等給付事業

区 分 (実施年月日)		支給額	支給要件	支給制限	受給者数
国 の 制 度	児童手当 (H24.4)	3歳未満 月額 15,000円 3歳以上小学修了 前第1子・第2子 月額 10,000円 3歳以上小学校修 了前第3子以降 月額 15,000円 中学生 月額 10,000円 所得制限限度額 を超えた世帯 月額一律 5,000円	中学校修了前までの児童の養育者	所得制限あり	29年度実績 人 18,943
	児童扶養手当 (S37.1)	1人目 月額 42,500円 一部支給 10,030～ 42,490円 2人目加算額 10,040～5,020円 3人目以降加算額 6,020～3,010円	・18歳以下の児童でいずれかの状態にあるとき 1 父母が婚姻解消 2 父又は母が死亡した 3 父又は母の生死が明らかでない 4 父又は母が政令に定める程度の障害の状態にあるとき等 5 母が婚姻によらないで懐胎した児童 6 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 7 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 8 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童	所得制限あり 公的年金併給 制限あり	2,028
	特別児童扶養手当 (S39.9)	1級 月額 51,700円 2級 月額 34,430円	20歳未満の児童で精神又は身体に中度・重度の障害(身障1、2級、知的障害重度)のある者を養育しているとき	所得制限あり 公的年金併給 制限あり	690
	障害児福祉手当 (S61.4)	月額 14,650円	20歳未満の在宅重度障害児	所得制限あり 公的年金併給 制限あり	96
市 の 制 度	交通及び災害遺児 等福祉金 (H.4)	認定時福祉金 55,000円/1人 年額福祉金 60,000円/1人 小中学校入学等一時金 100,000円	交通事故及び労災等により父又は母が死亡又は障害(1級程度)となった児童 認定時福祉金の支給単位(世帯から児童人数へ)の変更及び小中学校入学等一時金支給は30年度から	所得制限あり	0 22 0

21 母子・父子・低所得世帯福祉事業

区分	事業名	事業の概要	内容	30年度予算額
県市	母子家庭等家庭協力員派遣事業	一時的な疾病等により日常生活を営むのに支障のある母子家庭等に派遣します。	生活援助 @1,530円/h 子育て支援 @740円/h	20千円
市	母子・父子・寡婦福祉資金利子補給	母子・父子・寡婦福祉資金利用者が負担する利子相当額を補助します。	継続分 5件 新規分 0件	20千円
市	母(父)と子の集いバスハイク事業	ひとり親家庭の親と子を激励するとともに相互の理解を深め福祉の増進を図ります。	85人 委託先 松本市母子寡婦福祉会	550千円
国市	自立支援教育訓練給付金支給	よりよい就労に向けた職業能力開発のための講座を、母子家庭の母または父子家庭の父が受講した場合、経費の一部を補助します。	受講料の6割 上限20万円 @58,313円×2人	360千円
国市	高等職業訓練促進事業費給付	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格を取得するため、養成機関に修学する期間の、生活費の負担軽減を図り、資格取得を促進するため給付します。	修業期間全期間(上限3年)支給額(月額) 市民税非課税世帯 100,000円 市民税課税世帯 70,500円	18,000千円

22 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条(配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を目的とする)の施設であり、平成30年4月1日現在、5世帯16名が入所しています。

23 医療費助成制度(福祉医療)

区分	実施年月日	要件	29年度実績				備考
			受給者数	総額 (医療費)	財源内訳		
					県	市	
障害者	県補助 H15. 7. 1～ H27. 4. 1～	<ul style="list-style-type: none"> ・身障1・2級の者(特別障害者手帳準拠) ・身障3級の者(所得税非課税者) ・療育手帳A1・A2・B1の者(特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳1級の者の通院(特別障害者手当準拠) ・精神障害者保健福祉手帳2級(障害者自立支援法に該当する通院医療費)(所得税非課税者) いずれも年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし	142人	11,100千円	5,550千円	5,550千円	(17年度から) ・自動給付方式 ・所得制限の導入 ・受給者負担金の導入 ・入院時食事療養費標準負担額の1/2の助成 (18年度から) ・松本市の制度に統一 ・所得制限の一部廃止 (22年度から) ・乳幼児等の対象範囲を小学校3年生(入院・通院)まで拡大 ・精神障害者保健福祉手帳2級(障害者自立支援法に該当する通院医療費) (23年度から) ・乳幼児等の対象範囲を小学校4年生～中学校3年生(入院)に拡大 (25年度から) ・乳幼児等の対象範囲を入院、通院ともに中学校3年生まで拡大 (27年度から) ・障害児18歳未満の所得制限なし (30年度から) ・0歳から中学校3年生までを対象に現物給付方式導入
	市単独 H18. 8. 1～	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の障害1・2級及び療育手帳A1者(所得制限なし) ・上記以外の精神障害者保健福祉手帳1級の者の通院(所得制限なし) ・上記以外の身障3・4級及び精神障害者保健福祉手帳2級の者(特別障害者手帳準拠) ・特児1・2級の者(特別障害者手帳準拠) 	120人	4,525千円	—	4,525千円	
母子遺児	県補助 H15. 7. 1～	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の児童等を扶養している母子家庭の母(児童扶養手当一部支給準拠) ・母子家庭の母が扶養する18歳未満の児童等(児童扶養手当準拠) ・18歳未満の遺児等(児童扶養手当準拠) 	4,911人	92,918千円	46,459千円	46,459千円	
父子	県補助 H15. 7. 1～	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の児童等を扶養している父子家庭の父(児童扶養手当一部支給準拠) ・父子家庭の父が扶養する18歳未満の児童等(児童扶養手当準拠) 	216人	3,095千円	1,547千円	1,548千円	
乳幼児等	県補助 H22. 4. 1～ H27. 4. 1～	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～就学前児(通院・入院)(所得制限なし) ・小学校1年生～3年生(入院)(所得制限なし) ・小学校4年生～中学校3年生(入院・所得制限なし) 	31,347人	279,445千円	139,722千円	139,723千円	
	市単独 H23. 4. 1～	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校1年生～中学校3年生(通院・所得制限なし) ・入院時食事療養費(所得制限なし) 	—	274,994千円	—	274,994千円	

※ 障害者は、20歳未満の実績(20歳以上は、障害福祉課)

24 青少年の健全育成

次代を担う青少年が、豊かな心を培い、健全に成長することは、私たち市民すべての願いであり、われわれ大人に課せられた問題です。

このため市では、市民の深い理解と協力のもとに、関係機関及び団体と連携を図りながら、青少年に対する諸施策を実施しています。

(1) 市民意識の高揚

事業名	事業の概要	平成29年度実績
松本市青少年(児童生徒)健全育成連絡協議会	学校の長期休暇を前に青少年の指導・育成に携わる関係者が一堂に会し、非行防止や健全育成についての研修を目的に実施します。	期日：平成29年7月9日(日) 会場：波田アクトホール 参加者：約200人
松本市青少年健全育成市民大会・「松本子どもの権利の日」市民フォーラム	青少年健全育成活動を市民総ぐるみで推進するとともに、子どもの権利について考えるため、11月20日の「松本子どもの権利の日」にあわせて市民フォーラムを開催します。	期日：平成29年11月18日(土) 会場：波田アクトホール 参加者：約200人

(2) 青少年の意識の高揚

事業名	事業の概要	平成29年度実績
松本市子ども会リーダー講習会	地域の子ども会活動の推進を図るため、地区子ども会育成会から推薦され参加した児童に、リーダーのあり方、あそびの実技などを指導します。	期日：平成29年7月29日(土) ～7月31日(月) 会場：松本市美ヶ原少年自然の家 参加者：小学生53名
ジュニア・リーダーの育成	子どもたちの身近な存在として関わり、子ども会活動の目的や楽しさを伝える中高生ジュニア・リーダーの育成及び活動支援を行います。	研修会：年間7回開催 会員数：33人 活動：チビッ子カーニバルの開催他
松本子どもまつり	自然の中で遊びながら、創造性、協調性、思いやりの心を培うことを目的に実施します。	期日：平成29年5月3日(祝・水) 会場：アルプス公園 参加団体：42団体 (内中学校12校・高等学校2校)

(3) 青少年の健全育成と非行防止

事業名	事業の概要	平成29年度実績
松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会	青少年をとりまく状況やいじめ問題等を把握し、青少年の指導、育成、保護及び矯正等に関する総合的施策及び関連事項について協議します。	期日：平成29年9月25日(月) 平成30年3月26日(月)
青少年の居場所づくり事業	中高生を対象に休日や放課後に活用できる体育施設や研修施設の充実を図ります。	体育施設：中央体育館、南部体育館、島立体育館 研修施設：あがたの森文化会館、あがた児童センター Mウィング2階(H29に拡大)

事業名	事業の概要	平成29年度実績
子どものためのまちかど保健室	青少年の居場所スペースに、心や体に不安を抱える中高生や保護者などが気軽に相談できる「まちかど保健室」を運営します。	開設場所:あがたの森文化会館 相談日時:毎週水曜日 10時～17時 毎週金曜日 13時～18時 (金曜日は中高生のみ) 実績:開設日77日、141件
情報とつきあう力 (メディア・リテラシー)の育成	携帯電話やインターネットなどからの有害情報に対処するため、「メディアを読み解く力の育成」の講座を市内小中学校で開催します。	開催校:小学校22校、中学校13校 小中学校1校 参加者:児童・生徒6,288人 保護者等 2,616人
子ども情報誌「集まれ!!松本キッズ!!」の発行	子ども向けや親子で参加できるイベント・講座等の情報紙を児童・生徒に配布します。	配布先:全幼稚園、保育園、小学校、中学校 配付回数:年6回(隔月) 各回27,500部配布
青少年薬物乱用防止対策の推進	青少年に薬物乱用が拡散する前に、広く市民運動としての青少年への薬物乱用防止運動を実施します。 薬物乱用の危険性の他、タバコや医薬品についての講座を、松本警察署、松本保健福祉事務所、(一社)松本薬剤師会を講師とし、市内小中学校で開催します。	青少年薬物乱用防止キャンペーン 期日:平成29年6月24日(土) 平成29年8月05日(土) 開催校:小学校21校、中学校19校、小中学校1校 参加者:児童・生徒4,507人 保護者等 716人

25 子どもの権利推進事業

(1) 経過

平成25年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、平成27年3月に「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定し、すべての子どもにやさしいまちを目指して、次のような取組みを進めています。

(2) 実施内容

事業名	事業の概要	平成29年度実績
子どもにやさしいまちづくり委員会	市民・有識者等(15名)で構成する委員会を開催し、「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」の進捗状況や子どもに関する施策等について検討・審議しています。 29年度は2年間の本市の取組みに係る検証結果を中間報告書として委員自らがまとめ、市に提出しました。	4回

事業名	事業の概要	平成29年度実績
子どもの権利相談室 「こころの鈴」	子どもの権利侵害に対する救済、回復を支援するための相談室を運営しています。調査相談員4名、子どもの権利擁護委員3名体制で相談、調査、調整などを行っています。 こころの鈴ニュース及び案内カードを作成し、市内の全小中学生や高校生に配布するほか、児童館・児童センターで出前学習会を開催し周知しています。	延相談件数 395件
子どもの権利の普及・啓発事業	① 子どもの権利学習会（出前学習会）	1回
	② 広報まつもと特集号掲載（11月号）	1回
	③ 子どもの権利ニュースの発行	2回
	④ 市内小中学校での校内放送（11月）	1回
	⑤ 市内小中学校への「子どもの権利学習パンフレット」の配布（3月）	1回
	⑥ 児童館・児童センターへの出前学習会	3館各2回
市民フォーラム	子どもの権利について広く周知するため、「松本子どもの権利の日」に合わせて、毎年11月に市民フォーラムを開催しています。	参加者数 205名
まつもと子どもスマイル運動	大人と子どもが積極的に関わりを持つことで、共に笑顔で暮らせる地域社会を目指すため、登録制により配布した「スマイルバンド」（シリコン製リストバンド）を身につけた大人が、子どもの登下校時の見守りや、笑顔で声かけ（あいさつ）などを行う事業を実施しています。	29年度末登録者数 1,032名
まつもと子ども未来委員会	学校、地域、年代を越えた子どもたち（小学校5年生から高校3年生までの37名）が、市政や地域の課題について学び、自分たちが住むまちづくりについて考え、市長へ提言するための委員会を開催しています。	委員会 15回 延参加者数 270名
子ども交流事業	子どもの権利を推進している自治体の子どもたちとまつもと子ども未来委員会の子供たちが、子どもの権利をテーマに交流する事業を実施。 【29年度実施内容】 ① 全国自治体シンポジウム ・9月30日～10月1日 参加者 3名 ② 宗像市・福津市との交流事業 ・8月1日～4日 参加者 10名 ③ 茅野市の高校生との交流会	実施回数 4回 参加者数 28名

事業名	事業の概要	平成29年度実績
	<ul style="list-style-type: none"> ・11月4日 参加者 9名 ④ 豊田市の子どもシンポジウム参加 ・12月10日 参加者 6名 	

26 青少年育成センター

青少年の健全育成・非行防止活動として、市委嘱の補導委員による街頭補導・有害環境浄化活動を実施しています。

(1) 街頭補導活動

(平成29年度活動状況)

- ・青少年補導委員 一般 121人 学校 64人 計 185人
- ・街頭補導実施日数 254日
- ・街頭補導従事者延べ人員 2,472人
- ・補導者数 361人

(2) 有害環境浄化活動

有害図書・ビデオ自販機、有害図書取扱店、ビデオ等販売・レンタル店、カラオケルーム、ゲームセンター、パチンコ店等の実態調査と業者に対する自主規制の協力依頼

区分	平成28年度	平成29年度	前年増減
有害図書類自動販売機	1台	1台	0
ビデオ等販売・レンタル店	19店	19店	0
カラオケボックス	13店	13店	0
ゲームセンター、ゲームコーナー	6店	5店	△1
有害図書等取扱店	137店	139店	2

(3) 育成センターだよりの発行

街頭補導活動などを周知するため、広報紙を1,850部(隔月)発行し、関係機関へ配布しています。

27 子どもの支援・相談スペースはぐルッポ設置・運営事業

主にひきこもり状態にある市内の小・中学生を対象として、支援の場所を設置し、学習のサポートや相談業務を行うことで、ひきこもり状態を改善するとともに、子育てしやすい環境を整備することを目的にして、平成25年5月1日から開所しています。

(1) 実施場所

松本市旭3-2-21

(2) 実績（平成 29 年度延べ利用人数）

- ア 居場所利用 1,676 人
- イ 学習サポート 238 回
- ウ 相談利用 458 回

28 「パパノート」配布事業

父親の育児参加を促し、母親の育児の負担を軽減するために、“母子手帳の父親版”として「パパノート」を発行し、妊娠届出時に配布しています。また、両親学級参加者へ配布するとともに、市内の公共施設や分娩医療機関、健診協力医療機関などでも配布しています。

29 「子育てPRパンフレット」配布事業

本市の子育て環境や施策を紹介し、子育てサービスに対する安心感や満足度を高めるとともに、I・J・Uターンの促進と定住を促進し、人口の自然増、社会増を図ることを目的に、子育てPRパンフレットを作成しています。

銀座NAGANO、県楽園信州移住推進室等への配布、都市交流課による移住促進説明会で配布するなどにより、本市の子育て環境をアピールしています。

